

令和7年度

練馬区住まいの防犯対策 緊急助成事業

練馬区では、地域の防犯意識の更なる向上と対策強化を図るため、令和7年度に「住まいの防犯対策緊急助成事業」を実施します。

「防犯カメラ」や「カメラ付きインターホン」など、対象の防犯対策物品を購入・設置した方に、**費用の一部を助成します。**

助成対象

住宅に防犯対策物品を設置した、当該住宅に居住する**区民**

助成率

購入・設置費用の

4分の3

(※千円未満切り捨て)

上限額

3万円

(※複数品目での申請可能)

申請期間

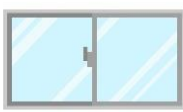
令和7年4月21日（月）～令和8年2月27日（金）

※ 申請額が予算の上限に達した場合は、年度途中で受付を終了します。

対象品目

※令和7年4月1日（火）以降に購入した防犯対策物品

- ▼防犯カメラ ▼カメラ付インターホン ▼面格子 ▼人感センサー
- ▼防犯フィルム ▼防犯性能の高い錠や補助錠の取付け・交換
- ▼防犯ガラス ▼雨戸・窓シャッター ▼防犯砂利

 防犯カメラ	 カメラ付きインターホン	 面格子	 人感センサー	 防犯フィルム
 防犯性能の高い錠	 補助錠	 防犯ガラス	 雨戸・窓シャッター	 防犯砂利

※上記以外についてはお問い合わせください。

留意事項

- 戸建て・共同住宅（賃貸を含む）ともに申請可能です。
 - ※ 共同住宅の場合、設置にあたり、所有者または管理者等の同意が必要です。
 - ※ 管理者、管理組合など居住者以外の方からの申請はできません。
 - ※ 店舗や事務所としてのみ使用している物件は対象外です。
- **一世帯につき、申請は1回のみ**となります。
- 複数品目の同時申請が可能です。
 - ※ 領収書等の宛名は申請者名義のものに限ります。
- 振込先口座の名義は、申請者と同一にしてください。
- 設置に伴う工事費等も対象となります。
 - ※ 専門業者に依頼したものに限りです。
 - ※ 撤去費、処分費、諸経費（手数料・送料等）などは対象外となります。
- 購入時にクーポンやポイントを利用した場合は、割引後の金額が助成対象となります。
- 防犯カメラを設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に入る住宅等の居住者、所有者・管理者等に事前に説明を行い、同意を得てください。

申込方法

以下のいずれかの方法で、下記申込先までお申込みください。

- (1) 窓口（区役所 本庁舎7階）
- (2) 郵送
- (3) 電子申請（右の二次元コードから）

※申請には、マイナンバーカードおよび署名用電子証明書暗証番号、スマートフォンに「xID」アプリのインストールが必要です。

【必要書類】

- (1) 申請書兼請求書（第1号様式）
 - ：誓約書・申請書類確認書も含む
- (2) 領収書等の写し
 - ：宛名、購入日または施行日、領収金額、領収年月日、品目販売店等の名称および住所が記載されているもの。
 - 《※原本を提出された場合は返却不可》
- (3) 製品名（品番）および設置工事の詳細がわかる書類の写し
 - ：《※領収書等に記載されている場合は不要》
- (4) 振込先口座情報の確認書類
 - ：通帳、キャッシュカード、Web通帳の写し等
- (5) 防犯対策物品設置後の写真
 - ：設置取付、工事後の写真
- (6) 同意書（第2号様式）《※対象物件が共同住宅の場合（賃貸を含む）》
- (7) アンケート

※本事業についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

区ホームページは
こちらから▼



電子申請ホームページ
はこちらから▼



※受付は4月21日から
開始となります。

【問い合わせ・申込先】

練馬区 危機管理課 安全安心係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 本庁舎7階

電話：03-5984-1027

FAX：03-3993-1194

メール：KIKIKANRI@city.nerima.tokyo.jp